令和6年度版
障がい者福祉の手引

※ 以下のマークがついている施設や車、身に着けている方を
見かけましたら、配慮をお願いします。

	障害者のための国際シンボルマーク 障がいのある方が利用できる建物、施設であることを表す世界共通のマークです。		ハート・プラスマーク 外見からは分かりにくい身体内部(心臓、呼吸機能等)に障がいがある方を表しています。
	身体障害者標識 手や足等に障がいがある方が運転する車に表示するマークです。		障害者雇用支援マーク 障がいのある方の就労を応援する企業や団体等がホームページや広告等に表示するマークです。
	聴覚障害者標識 音が聞こえない、聞こえにくい等の障がいがある方が運転する車に表示するマークです。		「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク 白杖を高く掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障がいのある方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。
	盲人のための国際シンボルマーク 視覚障害のある方に配慮された建物、設備、機器等に付けられている世界共通のマークです。		ヘルプマーク 義足や人工関節を利用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方等、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成したマークです。
	耳マーク 聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。		手話マーク 「手話で対応できる」ことが一目で分かるよう、作成されたマークです。
	ほじょ犬マーク お店等の入口に表示される身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の受け入れについて周囲の理解を求めるマークです。		筆談マーク 「筆談で対応できる」ことが一目で分かるよう、作成されたマークです。
	オストメイトマーク 人工肛門・人工膀胱を保有している方(オストメイト)のためのトイレであることを表しています。		

敦賀市福祉事務所

目　次

1 本手引を読む前に　１Ｐ

2 相 談 窓 口　１～３Ｐ

3 手　　帳
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳　４Ｐ

4 手　　当
特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、
児童扶養手当、遺児年金、重症心身障害児（者）等福祉手当、
特定疾患特別見舞金、ねたきり老人等介護福祉手当　５～６Ｐ

5 障 害 年 金
障害基礎年金、障害厚生年金　７Ｐ

6 医　　療
障害者医療費助成事業、自立支援医療、後期高齢者医療、
高額療養費　８～９Ｐ

7 福 祉 サ ー ビ ス
自立支援給付（介護給付、訓練等給付）、地域生活支援事業、
事業所等一覧、保健サービス、訪問歯科診療、訪問看護　１０～１５Ｐ

8 生　　活
補装具費支給事業、日常生活用具給付事業、
重度身体障害者住宅改造事業、NHK利用料減免制度、
屋根雪下ろし費用助成、寝具洗濯サービス事業　等　１６～１７Ｐ

9 交　　通
自動車改造助成事業、自動車運転免許取得助成事業、
タクシー利用料助成事業、有料道路通行料金割引、
電車料金割引、バス料金割引　等　１８～１９Ｐ

10 保 育・教 育
特別支援学校　等　２０Ｐ

11 税　　制
所得税、住民税、固定資産税、自動車税、新マル優制度　等　２０～２２Ｐ

12 社 会 参 加
各種行事、ボランティア活動　等　２３Ｐ

13 もしもの時のために
避難行動要支援者の登録、緊急通報システム、救急医療情報キット、
障がい者用防災スカーフ、敦賀みまもりネットワーク　２４Ｐ

14 障がい者虐待防止
敦賀市障がい者虐待防止センター　２５Ｐ

15 地 域 団 体 活 動
障がい者団体一覧　２５Ｐ

16 その他
ミライロ ID、敦賀市手話言語条例、敦賀市障がいのある人の情報取得・
コミュニケーション支援に関する条例　２６Ｐ

1　本手引を読む前に

障がい者福祉制度の対象者は、本市に住所を有する方や、本市が支給決定している方で手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所持者です。また、障がいの部位、程度によって対象となる制度が異なります。

なお、平成25年4月1日より難病等の方々（障害者総合支援法の政令で定める疾病の方々）も、身体障害者手帳の有無に関わらず必要と認められた障害福祉サービス等の制度の対象となりました。（対象疾患に罹患していることがわかる証明書等が必要です。）

この手引は、主な制度の概略を記載してありますが、制度の改正や事業内容の詳細については、次の相談窓口までお問い合わせください。

各種制度を利用する際には、事前に申請が必要な場合がありますので、注意してください。

2　相談窓口

市の窓口

○敦賀市役所地域福祉課（敦賀市福祉事務所）　　敦賀市中央町２丁目１番１号
電話　22-8176　　FAX　22-8163
障がい者（児）に関する福祉の総合窓口です。担当職員が各種相談に対応します。
聴覚障がいの方には、手話通訳者や遠隔手話通訳サービスで手話通訳を行っています。
＜業務内容＞
1 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳に関すること。
2 補装具、日常生活用具、住宅改造、医療等に関すること。
3 福祉サービス等に関すること。
4 各種手当の支給に関すること。　　等

県の窓口

○敦賀児童相談所　　敦賀市角鹿町１番地の 32
電話　22-0858
18歳未満の子どものあらゆる生活問題について相談に応じ、必要な調査や心理、教育、その他の判定・指導を行っています。
＜業務内容＞
1 児童福祉施設の入所に関すること。
2 一時保護に関すること。
3 療育手帳の判定に関すること。　等

○福井県総合福祉相談所　　福井市光陽２丁目３番 36 号
電話　0776-24-5135（精神保健福祉課）
　　0776-24-7311（障がい者支援課）
18歳以上の知的障がい等に関するあらゆる福祉相談に対して助言その他の判定・指導を行っています。
＜業務内容＞
療育手帳の判定に関すること。　等

○二州健康福祉センター　　敦賀市開町６番５号
電話　22-3747
＜業務内容＞
保健・医療・福祉の総合相談や精神保健相談に関すること。

民間の窓口

○敦賀市社会福祉協議会指定特定・障害児相談支援事業所「あいあい」
敦賀市社会福祉協議会指定一般相談支援事業所「あいあい」 東洋町４番１号
電話 22-8811　FAX 22-3785

○敦賀市障害者地域生活支援センター こだま 神楽町１丁目３番 20 号
電話 20-4565　FAX 20-1139

○地域活動支援センター はあとぽーとさくらケ丘 桜ケ丘町８番８号
電話 24-4848　FAX 24-4570

○相談支援センターりんく
電話 36-2000　FAX 36-1166 金山 57 号 16－1
電話 37-5355　FAX 37-5516 櫛林９号久保７－1

○敦賀市立子ども発達支援センター パラレル 櫛川41号2番地の3
電話 22-7172　FAX 22-7173

○相談支援事業所 らぼうぇる 公文名 54 号 10 番地の１
電話 080-2024-0593（直通） 47-6526（代表）
FAX 47-6527

○特定相談支援事業所 フラット 櫛川 41 号２番地の３
電話 080-2163-6132　FAX 22-7173

○相談支援センター 花 公文名 35 号 39 番地の１
電話 47-5484　FAX 47-5486

＜業務内容＞
障がい者、障がい児の保護者の方からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用支援等を総合的に行います。 障害福祉サービスを受けるためのサービス利用計画を作成します。

○福井県発達障害児者支援センター 「スクラム福井」 櫛川 41 号２番地の３
電話 21-2346
＜業務内容＞
発達障がい（自閉症スペクトラム障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等）のある方とその家族の方が安心して地域で生活できるように、相談、療育、就労等の支援を行います。

就職・就労支援相談室

○ハローワーク敦賀 鉄輪町１丁目７番３号 敦賀駅前合同庁舎１階
電話 22-4220

○嶺南障害者就業・生活支援センター ひびき 神楽町１丁目３番 20 号（こだま内）
電話 20-1236

地域の相談員

障がい者による更生援護の相談に応じ必要な支援を行うとともに、福祉事務所等の関係機関の業務に対する協力や地域活動の中核となって、援護思想の普及に努めています。

○身体障がい者相談員

（肢体）	岩崎　和子		電話　21-0849
（肢体）	大岸　美智子	昭和町2丁目2番3号	電話　25-6298
（肢体）	田中　達	和久野８号２番地エクセレントマンション メユール 202 号	電話 090-9443-5017
（視覚）	大塩　昌美		電話　23-4658
（視覚）	橋本　輝男	呉竹町１丁目 27 番 29 号	電話　23-0739
（視覚）	中野　博	本町２丁目６番 1-103 号	電話　24-1315
（聴覚）	林田　洋子	長谷 13 号７番地の 41	FAX　20-1831
（聴覚）	遊津　貞美子		FAX　21-3121
（聴覚）	松本　啓子	相生町 21 番 34 号	FAX　25-8623

○知的障がい者相談員

（知的）	村井　良江	清水町２丁目 10 番２号	電話　23-1896
（知的）	澤井　登志美	松島町２丁目５番 32 号	電話 090-8265-6769
（知的）	高橋　和雄		電話 090-2090-0019

○民生委員児童委員

本市には民生委員児童委員が 135 名（令和６年3月末現在）います。障がい者又はその家族の相談に応じ、行政機関や社会福祉関係団体と連携して、障がい者の自立の援助に努めています。

担当の委員等、詳しくは敦賀市役所地域福祉課までお問い合わせください。

3 手　帳

手帳の種類	内　　容	申請・問合せ
身体障害者手帳	身体に障がいのある方が、生活上の援助を受けるために必要な手帳です。 手帳認定の審査は福井県で行います。手帳の交付までには、申請の日から2～3か月ほどかかりますので御了承ください。 ＜対象となる障がいの種類＞ 1 視覚 2 聴覚 3 肢体不自由(下肢、上肢、体幹等) 4 平衡機能 5 音声・言語・そしゃく機能 6 内部(心臓、じん臓、呼吸器、直腸、ぼうこう、小腸、肝臓) 7 免疫機能 〔HIV(ヒト免疫不全ウィルス)〕 ＜区分＞ 障がいの程度により1級～6級	地域福祉課 電話 22-8176
療育手帳	知的障がい者(児)が、生活上の援助を受けるために福井県が独自に発行している手帳です。 手帳認定の審査は福井県で行います。手帳の交付までには、申請の日から2～3か月ほどかかりますので御了承ください。 障がいの程度は、知能測定値・社会性・日常の基本的生活等を判定し、A1・A2・B1・B2に区分されています。 **(更新手続きが必要です。)**	地域福祉課 電話 22-8176 敦賀児童相談所 電話 22-0858 福井県総合福祉相談所 電話 0776-24-7311
精神障害者 保健福祉手帳	精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約のある方が、生活上の援助を受けるために必要な手帳です。 手帳認定の審査は福井県で行います。手帳の交付までには、申請の日から2～3か月ほどかかりますので御了承ください。 障がいの程度に応じて、1級～3級に区分されています。 **(有効期限は2年、更新手続きが必要です。)**	地域福祉課 電話 22-8176

※ 障がいの程度、氏名、住所等が変わったときは、地域福祉課へ届け出てください。

※ 申請は原則、対象者本人が行うこととなっています。本人確認ができる書類をお持ちください。

※ 代理人申請の場合、代理権の確認(委任状など)や代理人の身分確認をすることがあります。

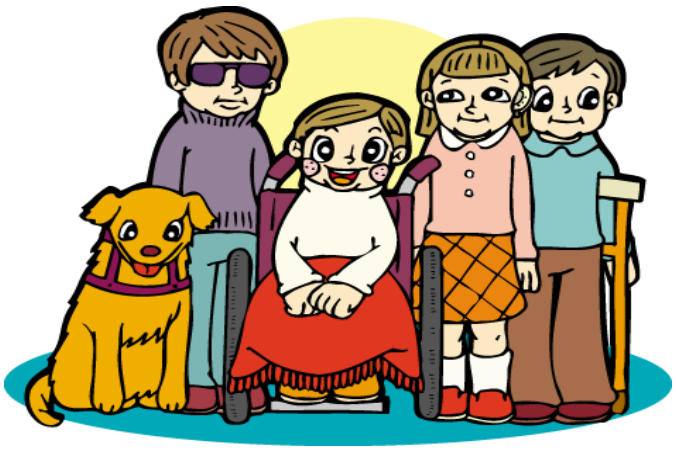

4 手　当

障がい者(児)を対象に支給される手当には次のようなものがあります。
手当には、それぞれ障がいの程度や年齢、所得制限、他の手当との併給制限等、いろいろな支給条件が定められていますので、詳しくは担当窓口までお問い合せください。

区分	名　称	対　　象	支給制限	給付額等	必要書類
20歳以上の方	特別障害者手当 （国制度） 担当:地域福祉課	次のいずれかに該当し、常時特別の介護を要する方 1 重度の2つ以上の障がい 2 単一の重度障がい者であって、日常生活が常時要介護状態 3 日常生活がほとんどできない精神の障がい	1 施設入所者は除く 2 病院等3か月継続入院者は除く 3 所得制限あり	月額 28,840円 ※2.5.8.11月支払い	申請書 診断書 障害者手帳 預金通帳 マイナンバーの分かる書類 年金等の収入が分かる書類
20歳未満の方	障害児福祉手当 （国制度） 担当:地域福祉課	次のいずれかに該当し、常時介護を要する方 1 身体障害者手帳1級又は2級の一部 2 療育手帳A1(最重度)程度 3 上記各障がいと同じ程度の精神の障がい	1 施設入所児は除く 2 障がいを理由とする公的年金を受けている児童は除く 3 所得制限あり	月額 15,690円 ※2.5.8.11月支払い	申請書 診断書 障害者手帳 預金通帳 マイナンバーの分かる書類
	特別児童扶養手当 （国制度） 担当:地域福祉課	1 身体障害者手帳1級～3級 (4級の一部)程度 2 療育手帳A1、A2、B1 (B2の一部)程度 3 日常生活に著しい制限を受ける精神の障がい	1 障がいを理由とする公的年金を受けている児童は除く 2 施設入所児は除く 3 所得制限あり	1級認定 月額 55,350円 2級認定 月額 36,860円 ※4.8.11月支払い	申請書 戸籍謄本 診断書 障害者手帳 預金通帳 マイナンバーの分かる書類
親の障がいを理由	児童扶養手当 （国制度） 担当:子育て政策課	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(政令で定める程度の障がいの状態にある児童は20歳未満)を養育している次の方 1 ひとり親家庭の父、母又は養育者 2 配偶者が政令で定める程度の障がいの状態にある方	1 児童が児童福祉施設(母子ともに母子生活支援施設に入所した、保育所等通所は除く)に入所した場合は除く 2 所得制限あり 3 公的年金を受給している場合は、調整後の額を支給	月額 ①全部支給 45,500円 ②一部支給 45,490円～ 10,740円 第2子 ①全部支給 10,750円 ②一部支給 10,740円～ 5,380円 第3子 ①全部支給 6,450円 ②一部支給 6,440円～ 3,230円 (所得により認定) ※5.7.9.11. 1.3月支払い	申請書 戸籍謄本 診断書 (指定の様式) 年金証書 障害者手帳 預金通帳 マイナンバーの分かる書類

区分	名 称	対　　象	支給制限	給付額等	必要書類
親の障がいを理由	遺児年金 担当：子育て政策課	父又は母が事故により、規則で定める重度障害の状態にある家庭の児童（義務教育を終了するまでの者）と同居する養育者であって、本市に引続き3か月以上住所を有する方		遺児1人につき、年額10，000円 ※9.3 月支払い（年額の２分の１を支払い）	申請書 戸籍謄本 身体障害者手帳 預金通帳
年齢制限なし	重症心身障害児（者）等福祉手当 担当：地域福祉課	市内に住所を有する方で重症心身障がい者の介護者であり、次のいずれかに該当する方 1　身体障害者手帳1級～3級かつ療育手帳所持者で判定基準に該当する方を介護されている方 2　身体障害者手帳1級、2級の方を介護されている方 3　療育手帳判定時に当該手当の認定を受けた方を介護されている方	1　施設入所者は除く 2　所得制限あり ※**ただし、前頁の特別障害者手当、障害児福祉手当、ねたきり老人等福祉手当との併給はできません。**	月額 3，000円 又は 2，000円 （障がいの程度、内容による） ※1. 4. 7. 10月支払い ※決定した場合、申請した月の翌月から受給対象	申請書 障害者手帳 預金通帳 マイナンバーの分かる書類
	特定疾患特別見舞金 担当：地域福祉課	本市に引き続き3か月以上住所を有している方で、障害者総合支援法に規定する対象疾患（369 疾患）に該当し、申請日時点で過去1年間に6か月以上の入院治療を受けている方		年額 30，000円 ※年度内1回支払い	申請書 請求書 預金通帳 治療状況証明書
65歳以上の方	ねたきり老人等介護福祉手当 担当：長寿健康課	市内に住所を有する要介護4又は要介護5の方（要介護者）と同居し、在宅で常時介護をしている介護者（要介護者と介護者は同一住所） ただし、要介護者の介護保険サービスの月平均利用額が、利用上限額の40％未満の場合に支給	**要介護者又は介護者が次のいずれかに該当する場合は除く** **1　特別障害者手当受給者** **2　重症心身障害児（者）等福祉手当受給者** **3　生活保護世帯に属している** **4　市税・介護保険料を滞納している** ※施設入所等の場合はその前月までが対象 ※入院期間が1日以上ある月は支給対象月から除外	月額 10，000円 ※5.11 月支払い	申請書 預金通帳

※手当受給者の氏名や住所、振込先口座の変更があった場合は、地域福祉課へ届け出てください。

※難病と診断された方に、福井県では医療費の公費負担についての相談を行っております。詳しくは二州健康福祉センターまでお問い合わせください。

5 障害年金

障がい者を対象に支給される年金には次のようなものがあります。
障がいの程度の認定にあたっては、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」に基づき行われていますので、詳しくは担当窓口までお問い合わせください。

初診日	名　称	対　　象	支給制限	問合せ先
20歳に達する前	障害基礎年金	20歳に達する前に初診日(※1)がある場合で20歳に達した時〔障害認定日(※2)が20歳以後の場合は、その日〕に障がいの程度が障害基礎年金に該当する状態にあれば、本人の請求により支給されます。 また、20歳に達した時又は障害認定日に障害基礎年金に該当する状態でなくても、その後状態が悪化し、65歳に達する日の前日までに本人の請求により該当するようになれば、支給されます。	1 所得制限があります。(本人のみ) 2 他の公的年金との併給調整があります。	国保年金課 電話 22-8218
国民年金加入時	障害基礎年金	国民年金加入時、又は日本国内に住所があり、60歳以上65歳未満に初診日(※1)がある場合で障害認定日(※2)に障がいの程度が障害基礎年金に該当する状態にあれば、本人の請求により支給されます。 また、障害認定日に障害基礎年金に該当する状態でなくても、その後状態が悪化し、65歳に達する日の前日までに本人の請求により該当するようになれば、支給されます。 ★一定の保険料納付要件を満たしていない場合は請求できません。	他の公的年金との併給調整があります。	国保年金課 電話 22-8218 日本年金機構 敦賀年金事務所 電話 23-9904
厚生年金加入時	障害厚生年金	厚生年金加入時に初診日(※1)がある場合は障害厚生年金の請求になります。 詳しくは年金事務所までお問い合わせください。 ★一定の保険料納付要件を満たしていない場合は請求できません。	他の公的年金との併給調整があります。	日本年金機構 敦賀年金事務所 電話 23-9904

★身体障害者手帳の等級と障害年金の等級とは異なります。
(※1) 初診日　　・・・障害年金を請求しようとする傷病で初めて医師の診療を受けた日
(※2) 障害認定日・・・初診日から1年6か月を経過した日

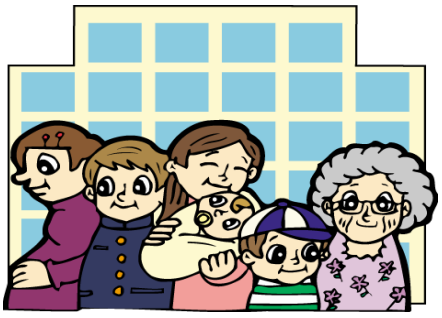

6 医　療

身体、知的、精神に障がいのある方を対象に、次のような医療費等の助成制度があります。

区分	名 称	対　象	支給制限	給付額等	必要書類
障がい者医療	障害者医療費助成事業 （県制度） 担当：地域福祉課	市内に住所を有する方又は居住地特例の障がい者で次に該当する方 1　身体障害者手帳1級～3級の所持者 2　療育手帳判定時に当該制度の認定を受けた療育手帳所持者 3　精神障害者保健福祉手帳1級、2級を所持し、かつ自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けた方	所得制限あり 	＜給付額＞ 医療機関等に支払った一部負担金（保険適用分）および食事代から高額療養費や付加給付等を除いた額 ※精神障がい者の方は通院費のみ ＜支払時期＞ おおむね診療月の2～3か月後の月末振込 ※後期高齢者医療保険加入者は毎月10日前後の振込 ※申請月の翌月診療分から助成対象	申請書 被保険者証 障害者手帳 預金通帳 マイナンバーの分かる書類 **※県外受診分は、領収書を持参の上、地域福祉課で手続き** **※精神障害者保健福祉手帳により申請する場合は、自立支援医療費（精神通院）受給者証も必要**

※　病院、薬局、訪問看護等に保険証と一緒に必ず医療費受給者証を提示してください。

＜医療費の窓口定額化について＞

令和2年10月から、**高校生まで（18歳に到達後の最初の3月31日まで）のお子様が**県内医療機関で受診するときに、医療費受給者証を提示すると、各種保険適用による自己負担分の支払いが不要になります。

●窓口での自己負担分について

＊加入保険から高額療養費や付加給付等のお支払いがある場合の助成額は、その額を控除したものとなります。その際、加入の保険機関で別途手続きが必要となりますので、各保険機関へお問い合わせください。

＊保険適用外の診療や自費負担分（診断書料・差額ベッド代等）の費用については、助成の対象に含まれません。

区分	名 称	対 象	支給制限	給付額等	必要書類
自立支援医療	自立支援医療 （更生医療） ※18歳以上 担当：地域福祉課	一般医療ではすでに治癒したと考えられている身体障がい者に対して、残された身体機能の障がいを軽減したり、改善するための医療に係る自立支援医療費の給付をします。 身体障害者手帳を所持している方が対象です。	所得制限あり ※受給者証に記載された医療機関での診療のみ対象となります	制度の対象となる医療に係る医療費について、本人（育成医療は保護者）の自己負担額が原則1割となります。 ただし、所得等により負担の上限額が設定される場合があります。 （対象の治療例） 更生医療 心臓ペースメーカー埋込術、人工股関節置換術、人工透析療法等 育成医療 歯科矯正（保険適用のもののみ） 精神通院 精神の疾病やそれに付随する症状による通院	申請書 健康保険証 身体障害者手帳 意見書 同意書 ＜該当する方のみ＞ 特定疾病療養受療証（透析を受けている方） 年金等の収入が分かる書類 マイナンバーの分かる書類
	自立支援医療 （育成医療） ※18歳未満 担当：地域福祉課	身体に障がいのある児童、又はそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、手術等によりその障がいの改善が見込まれる方に対して、医療に係る自立支援医療費の給付をします。			申請書 健康保険証 （同じ医療保険に加入している方全員分） 意見書 同意書 申立書 ＜該当する方のみ＞ 特定疾病療養受療証（透析を受けている方） 年金等の収入が分かる書類 マイナンバーの分かる書類
	自立支援医療 （精神通院） 担当：地域福祉課	精神障がいでの通院治療が継続的に必要と判断された方に対して、医療に係る自立支援医療費の支給をします。			申請書 診断書 健康保険証 同意書 ＜代理人申請の場合＞ 代理人の身分確認ができる書類、委任状等 ＜該当する方のみ＞ 年金等の収入が分かる書類 マイナンバーの分かる書類

※ 氏名、住所、健康保険証が変わったときは、地域福祉課へ届け出てください。

※ 一定の障がいのある方は、65歳以上になると「後期高齢者医療制度」で診療を受けることができます。

※ 同じ月内の医療費が一定以上の高額となった場合、加入保険より高額療養費又は付加給付として還付を受けることができる場合があります。
高額療養費と付加給付については、加入保険者へお問い合わせください。

7 福祉サービス

障がいのある方への福祉サービスは、大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」から成り立っています。

詳しくは、地域福祉課(電話　22-8176)までお問い合わせください。

●自立支援給付

自立支援給付は、主に介護支援を受ける「介護給付」と、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」に分けられます。(ただし、障がいの種類、支援区分、家庭状況などにより、利用できるサービスが限定される場合があります。)

【訪問系のサービス】

サービス名	給付種類	内　　容
居宅介護 (ホームヘルプ)	介護給付	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や、掃除や買物等の家事援助等を行います。
重度訪問介護	介護給付	重度の障がいがあり、常に介護を必要とする人に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
行動援護	介護給付	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等 包括支援	介護給付	介護の必要性が高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
同行援護	介護給付	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し移動支援を行います。
短期入所 (ショートステイ)	介護給付	自宅で介護する人が病気の場合等に施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を宿泊を伴って行います。
就労定着支援	訓練等給付	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障がい者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
自立生活援助	訓練等給付	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者に対し、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

【日中活動系サービス】

サービス名	給付種類	内　　容
生活介護	介護給付	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
療養介護	介護給付	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	訓練等給付	自立した日常生活、社会生活ができるよう、一定期間に身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	訓練等給付	就労を希望する人に、一定期間に就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A型・B型）	訓練等給付	通常の事業所で働くことが困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【居住系サービス】

サービス名	給付種類	内　　容
共同生活援助 （グループホーム）	訓練等給付	地域で共同生活を行う人に、住居における相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	介護給付	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【障害児通所支援】

サービス名	内　　容
児童発達支援	障がいのある未就学児を対象にして、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援等を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童を対象にして、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のために必要な支援、社会との交流の促進等必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して、発達支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのある児童を対象に、施設を支援員が訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

【相談支援】

サービス名	内　　容	
計画相談支援・障害児相談支援	障害福祉サービス等の利用申請をされる方の心身の状況、その環境、サービス利用に関する意向等を勘案しサービス等利用計画を作成します。	
地域相談支援	地域移行支援	施設や病院等に長期入所等していた方が地域での在宅生活に移行するための支援を行います。
	地域定着支援	居宅で一人暮らししている方の緊急時における連絡、相談等のサポートを行います。

●地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて多角的に実施される事業です。敦賀市では主に以下の事業を行います。

施設の種類	内　　容
相談支援事業	本人や保護者の方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な障がい者等に手話通訳・要約筆記奉仕員の派遣等を行います。
移動支援事業	自立生活や社会参加を促すため、自立支援給付での対象とならないケースでの外出時の介助者（事業者）の利用について支援を行います。（移動にかかる交通機関等の料金は利用者負担です。）
日中一時支援事業	介護者が一時的に介護ができない場合の日中に限り、見守り等の支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流等を施設で行います。
訪問入浴サービス事業	寝たきりの重度身体障がい者の自宅に移動入浴車を派遣し、入浴の介助を行います。
日常生活用具給付事業	P. 16　を参照ください。
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室の開催、手話奉仕員の養成研修事業、自動車運転免許取得助成事業（P. 18 参照）、自動車改造助成事業（P. 18 参照）を行います。
生活サポート事業	介護給付の支給対象とならない障がい者に対し、家事や日常生活に関して必要な支援を行います。

※　サービス・事業にはすべて申請が必要です。また、支給決定後は事業者と契約をし、サービスを利用することになります。

●障害福祉サービス事業所等一覧

支給の決定後、サービスを利用する事業者と、サービス利用に関する契約を結びます。事業所により、対象とする障害種別等が異なりますので、詳しくは各事業所へお問い合わせください。

下表でのサービス略称は下記のとおりです。

居宅介護＝居　生活介護＝生　施設入所支援＝施　短期入所＝短　就労移行支援＝就
就労継続支援Ａ型＝Ａ　就労継続支援Ｂ型＝Ｂ　自立訓練（機能訓練）＝機　自立訓練（生活訓練）＝自生
共同生活援助＝共　児童発達支援＝児　放課後等デイサービス＝放　移動支援＝移　日中一時＝日
生活サポート＝サ　訪問入浴＝入　地域活動支援センター＝活　保育所等訪問支援＝保

サービス略称	事業所名	事業所所在地	電話番号	FAX番号
居・移・サ・入	敦賀市社会福祉協議会　指定訪問介護事業所	敦賀市東洋町４番１号	22-7222	22-3785
居・移・サ	あそしえ	敦賀市舞崎町２丁目23番23号	25-3081	25-3148
居・移・サ	ディープ介護サービスセンター	敦賀市新松島町１番26号　ヴァンヴェールG	37-1161	37-1162
居・移・サ	つるが生協ﾍﾙﾊﾟｰｽﾃｰｼｮﾝ　とんとん	敦賀市公文名１号６番	25-4343	25－4352
居・移	ケアサービス一休さん	敦賀市山泉73号905番地	21-1322	21-1322
居・移	ケア・サービス・アイ	敦賀市清水町１丁目６番17号	21-0250	21-0385
居・移	SOMPOケア敦賀　訪問介護	敦賀市堂50-1-4（長沢）日経ビル１階	21-7161	21-7162
居・移	セイホーケアサービス	敦賀市相生町21番31号	24-0017	25-8081
居・移	あすか訪問介護・介護タクシー事業所	敦賀市山泉73号914番地４	21-4667	21-4668
居・移	敬仁会ヘルパーステーション	敦賀市鉄輪町1-2-57	24-2288	24-2077
居	ケアサービス北寿	敦賀市堂44号岡の腰1-1	20-1711	20-1712
居	ヘルパーステーションこばやし	敦賀市砂流50号37番地の７	23-1605	23-1607
居	りんくる訪問介護事業所	敦賀市松栄町４番10号	25-1616	25-1619
居	ささえ	敦賀市金ケ崎町9-17	36-4981	22-3684
居	ﾎｯﾄﾗｲﾝｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰつみき	小浜市後瀬町13号１番11	0770-52-0836	0770-52-0896
生・短・日・児・放	独立行政法人国立病院機構　敦賀医療センター	敦賀市桜ケ丘町33番１号	25-1600	25-7409
生・施・短・日	敦賀市立やまびこ園	敦賀市長谷47号21番	21-1133	21-1132
生・施・短・日	第二やすらぎの郷（旧南川福祉学園）	小浜市深谷10号１番地４	0770-58-0408	0770-58-0433
生・施・短	やすらぎの郷	小浜市深谷第10号1番地1	0770-58-0880	0770-58-0881
生・施・短	第三やすらぎの郷（旧友愛園）	小浜市深谷第10号13番地の２	0770-58-0221	0770-58-0222
生・施・短	若越みどりの村	越前市萱谷町第２号12番地の１	0778-27-1560	0778-27-2256
生・短	美浜町福祉支援センターあいぱる	美浜町河原市6-6-1	32-0755	47-5687
生・機	敦賀市社会福祉協議会地域リハビリセンター「あいあい」	敦賀市東洋町４番１号	22-2250	22-3785
生・機	敦賀市社会福祉協議会地域リハビリセンター「ぬくもりの里」	敦賀市御名70号11番地の２	20-1777	20-1222
生・機	リハビリ特化型デイサービス　R-Style	敦賀市白銀町10-15	22-2282	22-2262
生・機	駅前アクティブセンターステップ	敦賀市白銀町10番13号　酒井電機ビル1階	21-4088	21-4080
生・機	デイサービス　こばやし	敦賀市砂流50号40番地の１（ひばりヶ丘町）	25-8008	25-8007
生・機	ほっと地域リハビリセンター敦賀	敦賀市沓見141号２番１	37-1000	37-1001
生・B	野坂の郷	敦賀市桜ヶ丘町８番６号	22-2022	25-8588

サービス略称	事業所名	事業所所在地	電話番号	FAX番号
生・B	はこべの家	美浜町松原 54-1-11	32-2256	32-6027
生・日・児・放	はのあデイサービス	敦賀市公文名 35 号39番地の 1	47-5484	47-5486
生	はなえみ	敦賀市桜ケ丘町 12 番 1 号	25-2775	25-2785
生	つるが生協デイサービス　てくてく	敦賀市公文名 1 号 6 番	21-6111	25-4352
短・A	C・ネット　ふくい若狭事業所	若狭町下タ中 11 号 27 番地の 1	0770-62-2550	0770-62-2551
短	ワンシード・いこい	敦賀市道口 63 号 1 番地の 1(岡山町 1 丁目)	36-1171	36-1171
短	つるが生協ショートステイ　満天	敦賀市公文名 1 号 6 番	21-7010	21-7009
A	＋Ipppo！	敦賀市野神 2 号 34 番 2	47-6979	47-6984
A・B	社会福祉事業　ふらっぷ	敦賀市白銀町 5 番 23 号	36-4518	－
A	ワンシード・わくわく	敦賀市道口 63 号 1 番地の 1(岡山町 1 丁目)	36-1257	－
B・就	障害福祉サービスセンター　ひまわりの家	敦賀市桜ヶ丘町 8 番 8 号	24-2068	24-4570
B・就	ワークサポート陽だまり	敦賀市長谷 47 号 29 番	22-7171	22-7333
B	Be　Ipppo！	敦賀市野神15－4－13	47-6526	47-6527
B	+Be　Ipppo！	敦賀市津内町 1-2-12　栄ビル 301	47-6526	47-6527
B	就労継続支援事業所たんぽぽ	敦賀市金山 24 番 9 号 1	37-5880	37-5882
B	スマイルビーチカフェ	敦賀市三島町 2 丁目 19 番 12 号	36-4357	36-4357
B	株式会社　和　佐柿事業所	美浜町佐柿 34-10	0770-32-6633	0770-32-6655
B	就労継続支援B型事業所ワークス	敦賀市五幡 31-5-1	36-4997	36-4549
B	HATARAKU	敦賀市相生町 3 番 26 号	47-5990	－
共	障がい者グループホーム桜ケ丘	敦賀市桜ケ丘町 9 番 19 号	やまびこ園共用	
共	グループホーム新和	敦賀市新和町 1 丁目 7-2　サンブリエ和久野Ⅱ	21-1132	21-1132
共	LIFE　Ipppo！和久野	敦賀市和久野 2 号東河原 17 番地 3	47-6964	47-6986
日	ワンシード・つどい	敦賀市道口 63 号 1 番地の 1(岡山町 1 丁目)	36-1171	36-1171
入	アサヒサンクリーン在宅介護センター高島	滋賀県高島市今津町今津 2447-9	075-533-8833	－
活	地域活動支援センターはあとぽーとさくらヶ丘	敦賀市桜ヶ丘町 8 番 8 号	24-4848	24-4570
活	地域活動支援センターかが	石川県加賀市幸町 2 丁目 104	0761-72-7779	0761-73-3544
児・放・保・日	敦賀市立子ども発達支援センター　パラレル	敦賀市櫛川 41 号 2 番地の 3	22-7172	22-7173
児・放・日	ほっとハウス	若狭町藤井 1 号 18 番地の 2	45-3303	47-5007
児・放・保	NEST　Care(ネストケア)	敦賀市中央町1丁目 9-4(1F)	070-4126-0190	47-6444
児・放・保	こどもの輪　花	敦賀市若葉町 2 丁目 1617 番地	22-0870	22-0872
児・放・日	こども発達支援ルームぷらす up	敦賀市金山 57 号 16-1	36-1135	36-1166
児・放	こども発達支援ルームぷらす up 櫛林ルーム	敦賀市櫛林 9 号久保 7-1	37-5515	37-5516
放	アイホーム敦賀	敦賀市金山 73-6-1	47-6160	47-6170
放	アフタースクールアイ	敦賀市清水町 1 丁目 6-17	21-0089	21-0079
放・生	(アイホーム)あんのん	敦賀市野坂 43-1-22	47-6181	47-6182
放	神宮前ぽっぽ	敦賀市曙町 8-12	37-3575	37-3578

●健康推進課

制度名		対　象	内　容	問合せ先
健康教室		市民	健康について正しい知識を持ち、自分の体のことが考えられるよう、保健師、歯科衛生士、管理栄養士が様々な教室を行っています。希望があれば、地区にも出向きます。	健康推進課 （健康センター） 電話 25-5311
健康診査	フレッシュ健診	19～39歳の方	問診・身体計測・腹囲測定・検尿・血圧・血液検査・内科診察	
	特定健康診査	40歳以上の国民健康保険加入者	問診・身体計測・腹囲測定・検尿・血圧・血液検査・心電図・内科診察・（眼底検査）	
	後期高齢者健診	後期高齢者医療保険加入者	問診・身体計測・腹囲測定・検尿・血圧・血液検査・心電図・内科診察・（眼底検査）	
がん検診		40歳以上の方 ※胃がんは50歳以上の方 子宮頸がんは20歳以上の女性 乳がんは昨年度受けていない女性	胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がんの検査が受けられます。	
肝炎ウイルス検診		40歳以上の方 （過去に市の肝炎検査を受けていない方）	血液検査	
歯ッピー検診		18歳以上の方	歯科医師による歯周病検診、歯科衛生士による歯科保健指導が受けられます。	
健康相談		市民	身体やこころについて、相談内容に応じて、保健師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士、臨床心理士が対応します。	
家庭訪問		40歳以上の健康診査を受けた方で、生活指導の必要のある方等	生活習慣病の予防・病気の悪化予防のため、保健師が家庭訪問します。 必要に応じて管理栄養士、歯科衛生士も訪問します。	

●在宅医療サービス

制度名	対　象	内　容	問合せ先
訪問歯科診療 （歯科医師会事業）	ねたきり等で通院が困難な方 介護が必要な方 身体が不自由な方	歯科医院等に通院が困難な方のご自宅や入居施設で、歯科診療を行います。	健康推進課 （健康センター） 電話　25-5311
訪問看護	障害者手帳所持者等 	訪問看護ステーションの看護師が自宅まで出向き、主治医の指示に基づいて、対象者の状態に合わせた看護サービスをします。 ※負担金は保険の種類により異なります。	かかりつけ医にご相談ください。

8 生 活

●補装具費支給事業

身体障害者手帳をお持ちの方及び難病の方に、必要に応じて下記のような補装具の購入等費用を原則1割の自己負担で支給します。(ただし、18 歳以上の方には所得制限があります。また、世帯の所得に応じた上限額が設定されます。)購入する前に申請してください。福井県総合福祉相談所の判定が必要なものもあります。 また、次の方は、介護保険法による福祉用具貸与が優先されます。

・65歳以上の方

・40歳以上64歳以下の方で、特定疾病が原因による要介護認定者

＜問合せ先＞　地域福祉課

障害名	品　　目	必要書類
視覚障がい者(児)	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡	交付申請書 身体障害者手帳 意見書(一部) マイナンバーの分かる書類
聴覚障がい者(児)	補聴器	
肢体不自由者(児)	義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、姿勢保持装置、重度障害者用意思伝達装置	
肢体不自由児	座位保持いす、起立保持具、排便補助具、頭部保持具	
肢体不自由又は心臓・呼吸器機能障がい者	電動車いす(歩行移動に著しい制限を受ける者)	

●日常生活用具給付事業(地域生活支援事業)

重度心身障がい者(児)及び難病患者の日常生活を容易なものにするため、次のような給付を行っています。対象者及び詳しい品目内容についてはお問合せいただき、購入する前に申請してください。(原則1割の自己負担があります。ただし、世帯の所得に応じた上限額が設定されます。また、おおむね2級以上の方が対象で施設入所者や病院入院中の場合は一部を除き対象外です。)

＜問合せ先＞　地域福祉課

障害名	品　　目	必要書類
視覚障がい者(児)	拡大読書器、点字器、地上デジタル放送対応ラジオ等	交付申請書 障害者手帳 意見書(一部)
聴覚障がい者(児)	聴覚障がい者用通信装置(ファックス)等	
肢体不自由者(児)	特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具等	
音声言語機能障がい者(児)	人工喉頭、携帯用会話補助装置等	
じん臓機能障がい者(児)	透析液加温器等	
知的障がい者(児)	頭部保護帽等	
呼吸器機能障がい者(児)	電気式たん吸引器等	
ぼうこうまたは直腸機能障がい者	ストマ用装具(消化器系、尿路系)等	

●重度身体障害者住宅改造費の助成

重度の身体障がい者が、日常生活に著しい障がいがあるため住宅を改造する必要があるとき、その費用の一部を助成します。対象者は、身体障害者手帳交付者のうち、視覚・上肢・下肢・体幹・脳原性移動機能の障害が1級又は2級の方です。(総合等級ではなく、各部位の等級が1級又は2級の方となります。)また、65歳以上の方、及び40歳以上64歳以下で特定疾病が原因となる要介護認定者は、介護保険での住宅改修が優先されます。改造前に申請してください。助成額は工事費の8割です。ただし、助成限度額は80万円(視覚・上肢)、60万円(その他)です。

＜問合わせ先＞　地域福祉課

●軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の18歳未満の難聴児（18歳に達する日以後の最初の年度末までの児童）に対し、補聴器の購入（修理）費用の原則3分の2を助成します。購入する前に申請してください。　＜問合わせ先＞　地域福祉課

●テレビ放送利用料の減免

制度名	対　　象	内　　容	必要書類
NHK利用料 減免制度 （衛星・地上契約） 担当：地域福祉課	世帯主が契約者で次に該当する方 1　視覚・聴覚障がい者 2　重度の身体障がい者 3　重度の知的障がい者 4　重度の精神障がい者 5　重度の戦傷病者	申請し、NHK　での手続き完了後から放送受信料が半額免除となります。	公簿確認承諾書 免除申請書 印鑑
	世帯構成員に障がい者がいる市民税非課税世帯	申請し、NHK　での手続き完了後から放送受信料が全額免除となります。	

●その他　※下記以外にも民間企業による割引制度がある場合がありますので、直接お問い合わせください。

制　度　名	内　　容	問合せ先
郵便料金の減免	点字郵便物、特定録音物等郵便物（指定施設が発受）、点字ゆうパック、聴覚障がい者用ゆうパック、心身障がい者用ゆうメール（届出の図書館に発受）及び心身障がい者団体が発行する第三種郵便物を郵送する方	日本郵便㈱ 電話 0120-23-28-86 0570-046-666
郵便はがきの無料配布	身体障害者手帳1級、2級の方 療育手帳A表記の方　　（受付期間　毎年4月から5月頃）	
電話番号案内の 無料利用 （ふれあい案内）	視覚障がい者1～6級の方 肢体不自由（上肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）1、2級の方 聴覚障がい2、3、4、6級の方 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい3、4級の方 療育手帳を所持している方 精神障害者保健福祉手帳を所持している方	NTT 電話 0120-104-174 FAX 0120-104-134
郵便等による 不在者投票制度	次の障がいに該当する方は、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を受けた上で、投票用紙を請求し、交付された投票用紙に自宅等自分のいる場所において記載し、これを郵便等によって名簿登録地の市区町村選挙管理委員会に送付することにより投票できます。 1　両下肢、体幹、移動機能の障がいで、身体障害者手帳1、2級の方 2　心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいで身体障害者手帳1、3級の方 3　免疫、肝臓の障がいで身体障害者手帳1～3級の方	敦賀市選挙管理委員会 電話　22-8101
ニュー福祉定期貯金	障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、遺族厚生年金又は遺族共済年金の受給者その他ゆうちょ銀行所定の方については、300万円の範囲内で、金利に特例措置を受けることができます。 （対象の年金等の詳細についてはゆうちょ銀行に確認してください）	㈱ゆうちょ銀行 電話 0120-108-420
重度障がい者世帯等の 屋根雪下ろし費用の助成	積雪による住居の倒壊等を防止するため、自力で屋根雪下ろしが困難であると認められる、障害者手帳を所持する一人暮らし世帯等に対し、屋根雪下ろし費用の一部を助成します。助成額は、1世帯7千円です。ただし、市民税課税世帯は除きます。	地域福祉課 電話　22-8176
寝具洗濯サービス事業	在宅で生活する肢体障がい者1、2級及び視力障がい者1級又は療育手帳A1、A2の方で寝具の衛生管理が困難な方を対象として、寝具の洗濯及び乾燥を年1回、3枚まで行います。ただし、課税状況により、利用者負担金も生じます。	地域福祉課 電話　22-8176

9 交　通

障がい者の日常生活の利便を補助するため、交通において様々な制度があります。

制　度　名	対　　象	内　　容	必要書類
自動車改造助成事業 （地域生活支援事業）	1級、2級の上肢・下肢又は体幹機能障がい者で障がい者自らが自動車を所有し、運転を行う方かつ就労等に伴い、自動車の一部を改造する必要がある方	助成額は要した費用の9割で10万円が限度となります。 ※改造前に地域福祉課へ申請してください。	申請書 身体障害者手帳 運転免許証 車検証 見積書 改造予定箇所の写真
自動車運転免許取得助成事業 （地域生活支援事業）	市内在住の1級～4級の身体障害者手帳所持者で、免許を取得することにより社会参加に効果があると認められる方	助成額は要した費用の9割で10万円が限度となります。 ※入校する前に地域福祉課へ申請してください。	申請書 身体障害者手帳
重度障がい者タクシー利用料助成事業	1　身体障害者手帳1級所持者 2　身体障害者手帳2級所持者（2級の方は第1種身体障害者であってかつ視覚、下肢、体幹又は移動機能障害者に限る。） 3　療育手帳A表示の方 **※必ず手帳を提示してください。** **※ただし、自動車税、軽自動車税の減免を受けている方、施設入所中の方は対象となりません。** **※タクシー利用料助成事業を受ける方は、外出支援券の対象外となります。**	障がい者の生活の利便と社会参加の促進を図るため、タクシー利用料金を一部助成するための制度です。 助成額：乗車1回ごとに、年度当初の普通車初乗り料金 リフトタクシーの場合は基本料金（30分まで） 発行枚数： **1級所持者は年間36枚** **上記以外は年間24枚** ※ただし、年度途中に申請された場合は月割りで交付します。	申請書 障害者手帳
有料道路通行料金割引	1　身体障害者手帳所持者自身が運転する場合 2　第1種身体障害者又は、第1種知的障害者が乗車し、その家族又は介護者が運転する場合 ※ただし、営業用の自動車や軽トラック等は対象外です。	障がい者の生活の利便を図るため有料道路の利用料金を半額割り引く制度です。 ※事前登録が必要です。 ※自動車を保有していない場合や事前に登録した自動車がやむを得ず使用できない場合等、登録されていない自動車による利用も、申請により割引の対象となります。 ※登録は、本人、家族又は介護者の所有する自動車1台に限ります。 ※介護者が所有する自動車の登録をする場合は第1種の方のみです。 **※有効期限があります。** **（期限が切れる2か月前から更新手続きができます）**	申請書 障害者手帳 運転免許証 車検証 （電子車検証をお持ちの場合は自動車検査証記録事項もお持ちください） （自動車を登録されない場合は車検証の持参は不要です） ※ETC利用の方は、上記の外に ・ETCカード（本人名義） ・ETC車載器セットアップ証明書が必要です

制度名	対　象	内　容	必要書類
ハピラインふくい 運賃割引 （ハピライン線完結または IR いしかわ鉄道線との連絡運輸のみ）	1　第1種身体障害者 2　第1種知的障害者 3　精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者	本人、介護者とも料金が半額になります。	発売窓口等へ障害者手帳を持参の上、口頭若しくは筆談でお申し込みください。
	1　第2種身体障害者 2　第2種知的障害者 3　精神障害者保健福祉手帳 2、3 級所持者	本人のみ料金が半額になります。	
	※JR 線との連絡運輸については、下記のとおりとなります。		
JR 線 運賃割引	1　第1種身体障害者 2　第1種知的障害者	単独乗車は、片道 100 ㎞を超える場合は、半額となります。 介護者同伴の場合は、本人と介護者 1 名は、半額となります。（片道 100 ㎞以内であっても割引となります）	発売窓口等へ障害者手帳を持参の上、口頭若しくは筆談でお申し込みください。
	1　第2種身体障害者 2　第2種知的障害者	単独乗車は、片道 100 ㎞を超える場合は、半額となります。	
その他 電車運賃割引	鉄道会社毎に対象者（精神障がい者の方が含まれる場合）や割引内容等の取り扱いが異なる場合があるため、詳細は直接お問い合わせください。		
フェリー 運賃割引	運賃がおおむね半額になりますが、フェリー会社毎に取り扱いが異なる場合があるため、詳細は直接お問い合わせください。		
県内私鉄バス 運賃割引	1　第1種身体障害者 2　第1種知的障害者 3　精神障害者保健福祉手帳所持者	本人と介護者とも、料金が半額になります。	障害者手帳を必ず提示してください。
	1　第2種身体障害者 2　第2種知的障害者	本人のみ料金が半額になります。	
	※バス会社毎に取り扱いが異なる場合があるため、詳細は直接お問い合わせください。		
コミュニティバス 運賃割引	1　第1種身体障害者 2　第1種知的障害者	本人と介護者とも、料金が無料になります。	障害者手帳又は ミライロ ID を必ず提示してください。
	1　第2種身体障害者 2　第2種知的障害者 3　精神障害者保健福祉手帳所持者	本人のみ料金が無料になります。	
航空旅客 運賃割引	1～3の手帳交付を受けている本人と介護者1名まで 1　身体障害者手帳 2　療育手帳 3　精神障害者保健福祉手帳	※割引運賃額は、事業者又は路線によって異なります。詳細は直接お問い合わせください。	発売窓口等へ障害者手帳を持参の上、口頭若しくは筆談でお申し込みください。 ※窓口以外での予約・購入については、各航空会社にお問い合わせください。
タクシー 運賃割引	1　身体障害者手帳所持者 2　療育手帳所持者	1割引 ※タクシー協会によるサービスのため、割引可能かどうかはタクシー会社にご確認ください。	障害者手帳を必ず提示してください。

※公共交通機関の旅客運賃割引における第1種・第2種身体（知的）障害者とは

第1種身体障害者とは……身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社運賃減額」欄に第1種と記入されている方
第2種身体障害者とは……身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社運賃減額」欄に第2種と記入されている方
第1種知的障害者とは……療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第1種と記入されている方
第2種知的障害者とは……療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第2種と記入されている方

10 保育・教育

種　類	内　　容	問合せ先
障がいのある 子どもの保育	保護者の就労等、保育を必要とするお子さんを保育所及び認定こども園、地域型保育事業所において保育しています。 障がいのあるお子さんや、医療的ケアが必要なお子さんについては、保護者のご要望をお聞きし、主治医の診断書や指示等により、可能な限り保育の実施を行っております。 ※入園については、集団生活の場であることと、お子さんの体調を考慮して判断しますので、ご希望に添えない場合もあります。	保育課 電話 22-8126
特別支援教育 	心身に障がいのある児童・生徒の教育については、その能力を最大限に引き出し、社会的な自立及び参加を可能な限り実現するため、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、特別支援学校や特別支援学級などで個に応じたきめ細かな教育を行っています。 福井県特別支援教育センター　福井市四ツ井２丁目 8-1　0776-53-6574 嶺南教育事務所　特別支援教育課　小浜市遠敷２丁目 205　0770-56-1095 【特別支援学校等】 福井大学教育学部附属特別支援学校　福井市八ツ島町 1-3　0776-22-6781 嶺北特別支援学校　坂井市丸岡町熊堂 3-36　0776-67-0100 奥越特別支援学校　勝山市昭和町 3-1-69　0779-88-0050 福井特別支援学校　福井市光陽 3-2-33　0776-24-5194 福井東特別支援学校　福井市四ツ井 2-8-1　0776-53-6575 福井南特別支援学校　福井市南居町 82　0776-36-7631 清水特別支援学校　福井市島寺町 68-33-3　0776-98-3650 南越特別支援学校　越前市上大坪町 35-1-1　0778-27-6600 嶺南東特別支援学校　三方郡美浜町気山 106　0770-45-1255 嶺南西特別支援学校　小浜市羽賀 67-49-1　0770-52-7716 盲学校　福井市原目町 39-8　0776-54-5280 ろう学校　福井市幾久町 2-22　0776-24-5190	敦賀市 教育委員会 学校教育課 電話 22-8162

11 税　制

障がいの程度に応じて、税金の減免等の制度があります。

種　類	対象	内　　容	問合せ先
所得税	障がい者本人	納税者本人が障がい者であるときは、障害者控除として一定額を所得金額から差し引くことができます。	敦賀税務署 電話　22-1010（代表） 自動音声案内に従って「1」を選択してください。
	障がい者を扶養されている方	同一生計配偶者又は、扶養親族に障がい者がいるときは、障害者控除として一定額を所得金額から差し引くことができます。	

種　類	対象	内　　容	問合せ先
住民税	障がい者本人	納税者本人が障がい者であるときは、障害者控除として一定額を所得金額から差し引くことができます。	敦賀市役所 税務課 電話　22-8106
	障がい者を扶養されている方	控除対象配偶者又は、扶養親族に障がい者がいるときは、障害者控除として障がい者一人につき一定額を所得金額から差し引くことができます。	
固定資産税	障がい者が居住する住宅	令和 8 年3月31日までに、障がい者等が居住の用に供する築 10 年以上の家屋について一定のバリアフリー改修工事を行った場合、当該家屋にかかる翌年の固定資産税（ただし、床面積 100 ㎡相当分まで）を３分の１減額します。手続きは工事完了後3か月以内にお願いします。 ※詳しくはお問い合わせください。	敦賀市役所 税務課 電話　22-8108
相続税	障がい者本人及びその方を扶養している他の相続人	相続人が障がい者のときは85歳に達するまでの年数1年につき一定額が障がい者控除として、相続税額から差し引かれます。なお、障がい者控除額が障がい者の相続税額を超える場合には、その超える部分の金額は、その方の扶養義務者で同一の被相続人から相続した方の相続税額から控除できます。	敦賀税務署 電話　22-1010（代表） 自動音声案内に従って「1」を選択してください。
個人事業税	障がい者本人	重度の視力障がい者（失明又は両眼の視力が0．06以下である者）が行うあん摩、はり、きゅうその他の医業に類する事業の個人事業税は課税されません。	福井県嶺南振興局 税務部※ （小浜市内） 電話　0770-56-2223
自動車税環境性能割 自動車税種別割 軽自動車税種別割	別表1、別表2、別表3のとおり		
新マル優制度	少額預金非課税制度、少額公債非課税制度などの制度があり、一定額の範囲において、金利が非課税となります。対象者は身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、児童扶養手当受給者等です。 手続き等の詳しい問い合わせは各金融機関までお願いします。		利用の金融機関

※受付は福井県嶺南振興局税務部二州県税相談室（敦賀市中央町１丁目 7-42、TEL　22-0050）でもできます。

●別表1（自動車税環境性能割・自動車税種別割・軽自動車税種別割の減免対象）

対象		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳（通院医療費公費負担を受けているもの）
障がいの程度		別表3	療育手帳 A 表示	1級
対象自動車	障がい者本人運転	障がい者本人所有	障がい者本人所有	障がい者本人所有
	生計同一者運転	18歳以上：障がい者本人所有 18歳未満：障がい者本人又は生計同一者所有	障がい者本人又は生計同一者所有	障がい者本人又は生計同一者所有
	常時介護者運転	障がい者本人所有	障がい者本人所有	障がい者本人所有
申請人		納税義務者等	納税義務者等	納税義務者等

※車いす移動車等の減免もあります。（詳細は福井県嶺南振興局税務部までお問い合わせください。）

●別表2（申請時に必要な書類等）

	障がい者 本人運転	同一生計者 運転	常時介護人 運転
減免申請書	○	○	○
障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持参している方は、自立支援医療費（精神通院）受給者証	○	○	○
免許証、車検証	○	○	○
住民票（世帯全員のもの） ※発行３か月以内のもの	不要	○ 軽自動車の場合、不要	○ 軽自動車の場合、不要
生計同一・常時介護証明書 （生計同一証明書は戸籍謄本添付） ※発行３か月以内のもの	不要	○ 住民票で生計同一確認できる場合及び軽自動車の場合、不要	○ 軽自動車の場合、不要
＜パートナーシップ宣誓者＞ パートナーシップ宣誓書受領書（コピー）	不要	○	不要
通勤・通学・通院・通所証明書、生業証明書 ※発行３か月以内のもの	不要	○ 軽自動車の場合、不要	○ 軽自動車の場合、不要
対象者の範囲	－	月2回以上かつ6か月以上通院等に使用（見込）	週3日以上かつ1年以上通院等に使用（見込）

注意事項

- ●1人の障がい者について普通自動車、軽自動車どちらか1台限りとなります。
- ●重度障がい者タクシー利用料助成事業を受けている方は、軽自動車税の減免を受けることはできません。
- ●普通自動車は、該当することとなった年度から減免対象となります。（申請した月の翌月から減免）
- ●軽自動車は、申請期間が4月1日から納期限までです。

問合せ

- ●自動車税種別割（普通自動車）　福井県嶺南振興局税務部（小浜市内　℡0770-56-2223）
  ※減免申請の受付は福井県嶺南振興局税務部二州県税相談室（敦賀市中央町1丁目 7-42、℡22-0050）でも行います。
- ●軽自動車税種別割　敦賀市役所税務課（℡22-8106）
- ●自動車税環境性能割　自動車会議所内福井県税事務所分室（℡0776-35-6940）

●別表3（身体障害者手帳所持者の減免の範囲）＊各障がい部位の等級で判断します。

障がいの区分		障がいの種別 障がい者本人運転	障がいの種別 同一生計者・常時介護人運転
視覚障害		1～4級	左に同じ
聴覚障害		2級及び3級	左に同じ
平衡機能障害		3級	左に同じ
音声・言語・そしゃく機能障害		3級	左に同じ
上肢不自由		1級及び2級	左に同じ
下肢不自由		1～6級	1～3級
体幹不自由		1～3級及び5級	1～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級	左に同じ
	移動機能	1～6級	1～3級
心臓機能障害		1級及び3級	左に同じ
じん臓機能障害		1級及び3級	左に同じ
呼吸器機能障害		1級及び3級	左に同じ
ぼうこう又は直腸機能障害		1級及び3級	左に同じ
小腸機能障害		1級及び3級	左に同じ
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1～3級	左に同じ
肝臓機能障害		1～3級	左に同じ

12 社会参加 （行事・ボランティア・公共施設利用等）

行事名	内　　容
敦賀市障がい者スポーツ交流会（地域生活支援事業）	スポーツを通じて、障がい者が相互の親睦、連携、交流を深めるとともに、より一層健康な身体づくりを図ります。
視覚障がい者家庭生活訓練	視覚障がい者に対し、家庭生活に必要な各種の生活訓練を行います。 問合せ先：県視覚障害者福祉協会　　電話　0776-23-4647

活動名	問合せ先	内　　容
手話	手話サークル「さざなみ」 電話　22-3133（社協内）	手話のボランティアサークルです。 活動場所…「さざなみ」あいあいプラザ 「なかま」西公民館・あいあいプラザ
	手話サークル「なかま」 電話　23-7002（中村篤子）	
要約筆記	要約筆記サークル 「コンパス」 電話　22-3133（社協内）	要約筆記のボランティアサークルです。 その場の音声情報を文字にして聴覚障がい者や難聴者等に提供する活動をしています。
点訳（点字）	県点字図書館 電話　0776-23-4647	視覚障がい者の福祉の増進を図るため点訳ボランティアを養成します。
	点訳サークル「らいと」 電話　22-3133（社協内）	点訳のボランティアサークルです。 視覚障がい者の方を対象に活動しています。
音訳（朗読）	県点字図書館 電話　0776-23-4647	視覚障がい者の福祉の増進を図るため朗読（音訳）ボランティアを養成します。
	音訳サークル「やまびこ」 電話　22-3133（社協内）	音訳（朗読）のボランティアサークルです。 視覚障がい者の方を対象に活動しています。
精神保健福祉	精神保健福祉ボランティアグループ「虹の会」 電話　22-3133（社協内）	精神障がい者施設の利用者との交流を深め、精神障がい者を側面から支援する様々なボランティア活動をしています。

制度名	対　　象	内　　容	必要書類
公共施設・文化施設等の減免・割引	各障害者手帳所持者	本人やその介護者は、公共施設等を利用する際に、利用料金の減免・割引が受けられる場合があります。 ※詳細は、各施設に直接お問い合わせください。	障害者手帳（ミライロ ID が利用できる場合があります）

13 もしもの時のために

・ 災害時の迅速な支援体制強化のために、障がい者の避難行動要支援者等への登録を勧めています
・ 万が一の急病や行方不明に備え、「救急医療情報キット」「敦賀みまもりネットワーク」の登録を推奨します。

制度名	対象	内容	問合せ先
避難行動要支援者の登録	・身体障害者手帳1級、2級の方 ・療育手帳A1、A2の方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方 ・上記に準ずる方 ※ひとり暮らし高齢者、要介護3から5までの方も対象となります。	避難支援を希望する避難行動要支援者の方に対し、避難支援を受けるために必要な個人情報を地域の支援者に開示することに同意してもらうとともに、日ごろ見守り活動を行ってもらう地域支援者を見つけ、市に登録申請します。 市では、登録台帳を作成し、区長、民生委員児童委員、地域支援者、消防機関、警察機関、市社会福祉協議会に登録情報を開示し、見守り活動や災害時の支援に役立てます。	地域福祉課 電話 22-8118
緊急通報システム	市内に居住するひとり暮らしの重度障害者（身体障害者手帳1級又は2級所持者）	緊急通報装置一式（緊急通報装置、安否センサー、ペンダント押しボタン、煙感知式火災警報器）を申請により貸与します。 急病や不慮の事故等の緊急時に、緊急ボタンを押すと受信センターに通報され、365日24時間体制で迅速に対応します。 ※令和6年度より無線型の緊急通報装置の貸し出しが可能となりました。	地域福祉課 電話 22-8176
救急医療情報キット	・身体障害者手帳1級、2級の方 ・療育手帳A1、A2の方 ・他、健康に不安を感じている方 ※ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯等も対象となります。	かかりつけの医療機関や服薬内容等の情報を収める「救急医療情報キット」を申請により配布します。 これらの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万一の緊急時に救急隊員がその情報を活用して、迅速な救命活動を行えるよう備えます。	地域福祉課 電話 22-8118
障がい者用防災スカーフ	市内在住の障害のある方 ※障害者手帳の有無は関係ありません。	外見から障がいの有無がわかりにくい方が、避難所などで周囲に支援や配慮が必要であることを伝えるためのスカーフを、申請により配布します。	地域福祉課 電話 22-8176
敦賀みまもりネットワーク	障がい者（児）の方で、行方不明となるおそれのある方、又は行方不明になったことのある方 ※認知症高齢者の方も対象となります。	障がい者（児）の方が行方不明になった時に、協力機関に情報をメール等で配信することにより、行方不明者を早期に発見保護するための情報連携システムです。 利用にあたっては、本人の事前の情報登録をおすすめします。 事前の情報登録時に、安全確保と早期発見のための反射シールを配布しています。	長寿健康課 電話 22-8181 地域福祉課 電話 22-8176

14 障がい者虐待防止

障がい者虐待防止センター

障がい者虐待とは
1 養護者によるもの
2 障がい者施設従事者によるもの
3 事業主等使用者によるもの

虐待されている障がい者又は、虐待を発見した人は「敦賀市障がい者虐待防止センター」に通報をお願いします。
通報を受けたセンターは、緊急性が高いと判断される場合は法律に基づいて立ち入り調査等を行います。
通報者や届出者の秘密は守られます。

電話　0770-22-8176（平日）　0770-21-1111（夜間･休日）
FAX　0770-22-8163

15 地域団体活動

障がい者の積極的な社会活動への参加を促進するため、障がい者団体が各種レクリエーション活動や研修会等を行っています。

【敦賀市の障がい者団体一覧】

団体名	代表者名	電話番号	対象
敦賀市身体障害者福祉連合会	中野　博	24-1315	身体障がい
敦賀市肢体障害者福祉協会	（事務局担当） 岩崎　和子	21-0849	肢体障がい
敦賀市聴覚障がい者福祉協会	遊津　貞美子	21-3121(FAX)	聴覚障がい
敦賀市視覚障害者福祉協会	中野　博	24-1315	視覚障がい
敦賀市障害児福祉団体連合会	福田　晋介	22-2022 (野坂の郷)	心身障がい
敦賀市手をつなぐ育成会	福田　晋介	22-2022 (野坂の郷)	知的発達障がい
福井県肢体不自由児協会 敦賀支部	小森　宗治	23-2564	肢体不自由
敦賀市新生教育振興会	（事務局担当） 黒河小学校	22-1433	特別支援学級在籍
二州家族会	中川　功夫	22-0249(自宅) 24-2068(事務局)	精神障がい
福井県失語症友の会	（事務局担当） 福井総合病院 言語療法室	0776-59-1300	失語症
全国心臓病の子供を守る会 福井県支部	（事務局担当） 角田　智子	22-8695	先天性心疾患

※入会等の問合せ先は各団体までお願いします。

16 その他

スマートフォン向け障がい者手帳アプリ「ミライロ ID」

スマートフォン向け障がい者手帳アプリ「ミライロID」を登録されている方は、障がい者手帳と同様に、アプリ画面の提示により、入館料等の障がい者割引が適用されます。

○敦賀市内の障がい者割引対象施設等

敦賀赤レンガ倉庫、みなとつるが山車会館、敦賀市立博物館、
人道の港　敦賀ムゼウム、キッズパークつるが、
コミュニティバス、ぐるっと敦賀周遊バス

障害者手帳を、あなたのスマホへ。
MIRAIRO ID

※全国の「ミライロ ID」利用可能施設等の中には、「ミライロ ID」と「マイナポータル」の連携を求める場合があります。連携をするためには、まず「マイナポータル」内への「障害者手帳」情報の登録が必要です。
（登録する場合は、障害者手帳にマイナンバーを紐付けする必要がありますので、地域福祉課へ障害者手帳とマイナンバーが分かる書類をご持参ください）

敦賀市手話言語条例
敦賀市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション支援に関する条例

敦賀市では「敦賀市手話言語条例」「敦賀市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション支援に関する条例」を施行しています。（令和3年4月施行）

○敦賀市手話言語条例

手話を言語として認めるとともに、手話に対する理解の促進を図ります。条例では、手話が使いやすくなる環境を整えることにより、ろう者とろう者以外の人たちが相互に理解し合い、共に暮らすことができる地域の実現を目指しています。

○敦賀市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション支援に関する条例

コミュニケーションツールは、文字や音声言語のほか、手話、点字、代筆、代読等があります。条例では、障がいのある人自らが選択した方法により、コミュニケーションが取れ、安心して暮らすことができる共生社会を目指しています。

「地域共生社会」の実現を目指し、2つの条例では、市の責務（理解促進のための施策の実施）、市民の役割（施策への協力）及び事業者の役割（施策への協力や障がいのある人への合理的配慮）等を明確化しています。皆さんの御理解と御協力をよろしくお願いします。

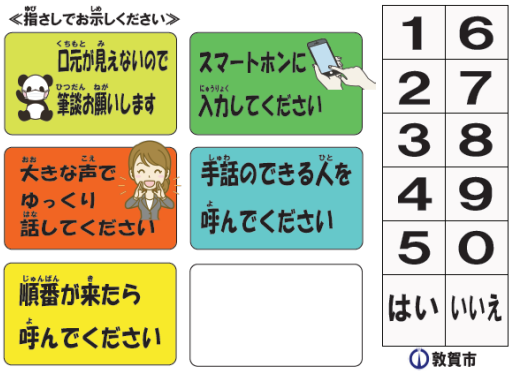

耳が聞こえない方や聞こえづらい方、話し言葉でのコミュニケーションが困難な方が、安心してお手続きできるよう、市役所窓口に遠隔手話通訳サービスの導入、また、筆談用ボードやコミュニケーションボードを用意しています。

障がい者福祉の手引　令和６年度版（令和６年8月発行）
発行・編集　敦賀市福祉保健部地域福祉課（敦賀市福祉事務所）
〒 914-8501　敦賀市中央町２丁目１番１号
電話　22-8176　FAX　22-8163